

【事案の概要等】

1 事案の概要

本件は、原告が、同人の所有する別紙物件目録記載 1 及び 2 の土地に対し、東京都練馬区都税事務所長により、平成 18 年から平成 22 年まで、本来適用されるべき軽減措置の適用がなされないまま、固定資産税及び都市計画税の課税処分がなされたため、本来納めるべき税額より合計 462 万 0400 円多額の納税を余儀なくされ、同額の損害を被ったとして、被告に対し、国家賠償請求権に基づく損害賠償請求権として、上記過納付額と弁護士費用 46 万円の合計額 508 万 0400 円及び平成 19 年から平成 23 年の各年の納付額に対する当該年の納税日の終期から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 前提事実（争いのない事実及び後掲証拠により容易に認定できる事実）

（1）関係法規

以下においては「法」は地方税法を、「条例」は東京都都税条例を指す。

ア 居住用の土地に係る固定資産税額について

（ア）法 349 条の 3 の 2 第 1 項

専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの敷地の用に供されている土地で政令で定めるもの（中略）に対して課する固定資産税の課税標準は、第 349 条及び前条第 12 項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額とする。

（イ）同第 2 項

住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの（以下この項において「小規模住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第 349 条、前条第 12 項及び前項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 6 分の 1 の額とする。

一 住宅用地でその面積が 200 平方メートル以下であるもの当該住宅用地（以下略）

イ 居住用の土地に係る都市計画税額について

（ア）法 702 条の 3 第 1 項

第 349 条の 3 の 2 第 1 項（中略）の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第 702 条第 1 項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 の額とする。

（イ）同第 2 項

第 349 条の 3 の 2 第 2 項の規定（中略）の適用を受ける土地に対して課する

都市計画税の課税標準は、第 702 条第 1 項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

ウ住宅用地の申告について

(ア) 法 384 条 1 項

市町村長は、住宅用地の所有者に、当該市町村の条例の定めるところによって、当該年度に係る賦課期日現在における当該住宅用地について、その所在及び面積、その上に存する家屋の床面積及び用途、その上に存する住居の数その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる。ただし、当該年度の前年度に係る賦課期日における当該住宅用地の所有者が引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合は、この限りでない。

(イ) 同条 2 項

市町村長は、当該年度に係る賦課期日において住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があり、かつ、当該土地の所有者が当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該土地を所有している場合には、当該土地の所有者に、当該市町村の条例の定めるところによって、その旨を申告させることができる。

(ウ) 条例 136 条の 2 第 1 項

法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する住宅用地（以下「住宅用地」という。）の所有者は、当該年度の賦課期日現在における当該住宅用地について、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。ただし、当該年度の前年度に係る賦課期日における当該住宅用地の所有者が引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、すでに申告した事項に異動がない場合は、この限りでない。

一住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称

二住宅用地の所在及び地積

三住宅用地の上に存する家屋の所有者、所在、家屋番号、種類、構造、床面積、居住部分の床面積及び居住の用に供した年月日、住宅用地の上に存する住居の数（法第 349 条の 3 の 2 第 2 項に規定する住居の数をいう。）

四前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

(エ) 条例 137 条

固定資産の所有者（中略）が（中略）136 条の 2 の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する（ただし、平成 18 年当時の過料の上限額は 3 万円であった、B1）。

(2) 原告は、別紙物件目録記載 1 及び 2 の土地（以下、包括して「本件各土地」という。）を所有している (A1, 2)。

(3) 本件各土地上には、平成 17 年 6 月から、有限会社 A・Y サンライズが所有する別紙物件目録記載 3 の建物（以下「本件建物」という。）が建てられている（A3）。

(4) 本件建物は、建築当初から、介護保険法 8 条 20 項に基づく「認知症対応型共同生活介護」事業を行う施設（認知症高齢者グループホーム）として利用されている。このことから、本件各土地の固定資産税は地方税法 349 条の 3 の 2 第 2 項により課税標準額の 6 分の 1 に、都市計画税は同法 702 条の 3 第 2 項により課税標準額の 3 分の 1 に軽減されることとなる（以下「本件特例」という。）。

(5) 東京都練馬区都税事務所長は、平成 18 年度から平成 27 年度の本件各土地の固定資産税及び都市計画税につき、本件特例を適用せずに賦課決定をした。

(6) 東京都練馬区都税事務所長は、原告に対し、平成 28 年 2 月 29 日、平成 23 年度から平成 27 年度の本件各土地の固定資産税及び都市計画税の金額を、本件特例を適用して修正することを通知した。この結果、被告は、原告に対し、平成 28 年 3 月 24 日、合計 460 万 5200 円を還付した。

(7) 原告は、被告に対し、上記 (5) の各賦課決定がなされたいずれの時点にも、本件各土地につき、上記 (1) ウの住宅用地の申告をしていなかった。

3 争点と当事者の主張

(1) 争点 1 東京都練馬区都税事務所長の本件課税処分に国家賠償法上の違法性が認められるか

(原告の主張の骨子)

被告には、年 1 回の実地調査義務がある。

本件各土地上の建物が新築されたのは、平成 17 年 6 月 25 日であるから、平成 18 年度の賦課決定に至るまでに本件各土地の実地調査により被告職員が本件建物の存在を認識し得た。

本件建物が登記簿上「養護所」と記載されていること、本件各土地の登記地目が同日付けで畑から宅地に変更されていること及び本件建物が外観上居住用建物であることは明らかであることから、本件各土地が小規模住宅用地に該当することも明白であった。

したがって、東京都練馬区都税事務所長は、平成 18 年度の本件各土地の固定資産税及び都市計画税の賦課決定の時点で、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くしていれば、本件各土地が本件特例の適用される小規模住宅用地に該当することと認識できたはずである。東京都練馬区都税事務所長は、その注意義務を怠り、本件特例の適用があることを看過して、漫然と賦課決定をした。

東京都練馬区都税事務所長の平成 18 年度からの本件各土地に係る固定資産税

及び都市計画税の賦課決定には、国家賠償法上の違法性がある。

(被告の主張)

固定資産税及び都市計画税は、賦課課税方式により課税がなされるが、住宅用地の所有者には、住宅用地の申告義務が課されているのであり(地方税法384条、東京都都税条例136条の2第1項)、これは、家屋の構造や用途など外部から容易に捕捉できないことがらについて、課税客体である土地の利用状況を最もよく知り、かつ、住宅用地の特例の適用により利益を受ける立場にある土地所有者に課税に必要な情報の提供を義務付けているものである。原告は、この申告をしていなかった。本件特例の適用に関する調査、認定につき、原告との関係において、職務上の法的義務として通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件各土地に係る調査及び認定を行ったものではない。東京都練馬区都税事務所職員は、平成18年度の本件各土地に対する固定資産税及び都市計画税の課税に際し、被告は、平成17年6月に本件建物が新築されたことを認識していたが、登記上の建物の種類である「養護所」とは、不動産登記規則113条又は不動産登記事務取扱準則80条に定めるもの以外の建物をいい、そこから想定される建物の用途には、居住の用に供する家屋である認知症対応型共同生活介護施設(グループホーム)もあれば、本件特例の適用外となる短期入所施設や通所介護施設もある。本件建物の外見上からも、本件特例の対象となる家屋か否かは認識できない。被告の課税庁職員が原告に対する質問等(法403条2項)を行うことによって、本件各土地に本件特例が適用され得ることを認識できた可能性はあるが、法403条2項は、努力義務を定めたものに過ぎず、そのような調査を行わなかったからといって、法的義務に違反したものではない。

(2) 争点2 原告に生じた損害額

(原告の主張)

原告は、被告が平成18年度ないし平成22年度の本件各土地の固定資産税及び都市計画税に本件特例を適用しなかったことにより、別紙1のとおり、462万0400円の損害を受けた。

(被告の主張)

否認する。

本件特例の適用があった場合の納税額と原告が納税した金額との差額は、別紙2のとおり、456万5814円である。

(3) 争点3 過失相殺の可否及びその割合

(被告の主張)

被告の課税庁(東京都練馬区都税事務所長)は、土地所有者に対し、毎年度、納税通知書及び課税明細書並びにその説明文書を送付しているところ、平成1

8 年度分から平成 22 年度分までの各賦課決定において、原告に送付した課税明細書の本件各土地に関する摘要欄には、「全部非住宅用地」と記載され、住宅用地の特例の対象となっていないことが明記されていた。その一方、課税明細書に同封された説明文書には、住宅用地の特例等についての案内や住宅用地の所有者の申告義務について注意を喚起する文言を記載していた。

そうであるにもかかわらず、原告は、上記 (1) の (被告の主張) のとおり、住宅用地の申告をしなかった。

固定資産税及び都市計画税の対象となる土地の数は膨大であり、各土地が住宅用地にあたるか否かは外観上一見して判断できない場合もあることにも照らすと、仮に、被告に損害賠償義務が発生するとしても、相応の過失相殺がなされるべきである。

(原告の主張)

過失相殺はなされ得ない。

「住宅用地」か否かは、専門的判断であり、一市民である原告が住宅用地の申告を行わなかったからといって、帰責事由は認められない。

【当裁判所の判断】

以下においては、特に断らない限り、証拠番号の枝番号を省略する。

1 認定事実

後掲証拠及び弁論の全趣旨から、次の各事実が認められる。

(1) 東京都練馬区都税事務所の職員は、平成 17 年 2 月 3 日、本件各土地の実地調査を行い、建物が建築中であることを確認した (B 2)。

その後、本件建物の新築登記 (登記上の新築日は、平成 17 年 6 月 25 日) が平成 17 年 6 月 29 日になされ (A 3)、被告にその通知がされた。また、本件各土地の地目が平成 17 年 6 月 25 日畑から宅地に変更され (A 1, 2)、その旨が被告に通知された (法 382 条, 1 条 2 項により、登記所は、本件各土地又は本件建物の表示に関する登記をしたときは、10 日以内にその旨の通知を被告にすることとされている。)。

(2) 原告は、平成 18 年度ないし平成 22 年度における本件各土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課決定に際し、本件各土地が住宅用地であることの申告をしていなかった (当事者間に争いが無い。前記第 2 (事案の概要等) 2 (前提事実) (7))。

(3) 東京都練馬区都税事務所長は、原告に対し、平成 18 年度から平成 22 年度分の各賦課決定をした際、納税通知書及び課税明細書並びにその説明文書を送付した。

上記課税明細書の本件各土地に関する摘要欄には、「全部非住宅用地」との記

載がなされていた。

また、上記説明文書には、住宅用地の特例等についての案内や住宅用地の所有者の申告義務について注意を喚起する文言が記載されていた。

2 争点 1 (東京都練馬区都税事務所長の本件課税処分が国家賠償法上の違法性が認められるか) について

(1) 本件で東京都練馬区都税事務所長がした賦課決定のような課税処分については、その前提となる課税要件事実の認定に誤りがあったとしても、それをもって直ちに国賠法 1 条 1 項の違法があったとの評価を受けるものではなく、処分庁が資料を収集し、これに基づき課税要件事実を認定、判断する上において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と処分をしたと認め得るような事情がある場合に限り、右の評価を受けるものと解するのが相当である。(税務調査に協力しなかった者に対し反面調査を通じて所得税の増額更正処分をした事例につき、最高裁平成元年(オ)第 930 号、同年(オ)第 1093 号平成 5 年 3 月 11 日第一小法廷判決・民集 47 卷 4 号 2863 頁参照)。

(2) 本件特例の適用があるか否かの判断については、原告からの本件建物が居住用建物として利用されていることの申告が重要な根拠材料となることは認めない。

確かに、東京都練馬区都税事務所の担当職員が自ら原告に質問をするなどして本件建物が居住用建物として利用されていることを知り得る可能性があったことは否定できないが、限られた組織態勢においてすべての不動産についてそのような調査をすることは事実上困難と言わざるを得ず、そうであればこそ、前記第 2 (事案の概要等) 2 (前提事実) (1) ウのとおり、東京都都税条例においては、住居用地の申告が義務とされ、正確な租税行政の遂行を図っているものと考えられる。本件ではこの申告がなされていなかったことは、前記 1

(2) のとおりである。しかも、前記 1 (3) のとおり、東京都練馬区都税事務所長は、原告に対し、その申告をする働きかけもしていた。

かかる事情に鑑みると、本件各土地につき、東京都練馬区都税事務所長は、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件特例を適用せずに固定資産税及び都市計画税の賦課処分をしたと認めることはできない。

なお、固定資産税及び都市計画税について過誤納付があった場合には、救済手段として、還付の制度が法定されており(法 17 条)、かつ、税額を減少させる賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して 5 年を経過する日まですることができるとの期間制限が定められている(法 17 条の 5 第 4 項)。前記第 2

(事案の概要等) 2 (前提事実) (6) のとおり、原告には、平成 23 年度から平成 28 年度に納付された固定資産税及び都市計画税の過納付分が還付され

ていることに鑑みると、原告主張の損害が生じた直接の原因は、法定の救済制度である還付制度について期間制限が定められているという立法政策によるものと考えられるのであって、平成 18 年度ないし平成 22 年度における東京都練馬区都税事務所長の賦課処分と原告主張の損害との間に相当因果関係があることも認め難い。

3 以上によれば、原告の請求は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき民訴法 61 条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第 23 部

裁判官中尾隆宏

(別紙) 物件目録

1 土地

所在練馬区〇×丁目

地番××××番×

地目宅地

地積 468.58 平方メートル

2 土地

所在練馬区〇×丁目

地番××××番×

地目宅地

地積 10.13 平方メートル

3 建物

所在練馬区〇×丁目××××番地×

家屋番号××××番×

種類養護所

構造鉄骨造陸屋根 2 階建

床面積 1 階 238.20 平方メートル

2 階 238.20 平方メートル

別紙 1

別紙 2